平成２５年（フ）第１５１号
埼玉県入間市大字小谷田1666番地４　ＧＨ722
債務者　荒井　深雪
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第１６５号
埼玉県入間市大字上藤沢390番地４クレール507
債務者　須藤　政良
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日までさいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第２２３号
千葉県大網白里市ながた野１丁目９番地１　バーンホム長谷川201号
債務者　田中みどり
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（フ）第１１号
千葉県大網白里市駒込1186番地２　コーポ内山206号室
債務者　佐藤　直也
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（フ）第２２号
千葉県銚子市春日町3039番地の３
債務者　久保　卓也
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２５年（フ）第１４６号
神奈川県秦野市落合305番地の１　コーポ落合105号
債務者　奥原　良孝
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第８０号
静岡県三島市・若松町・4306番地　コーポ下賀茂103、前住所静岡県三島市加茂川町１番22号　ハイツ加茂川Ａ―102
債務者　大平めぐみ
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第８７号
静岡県沼津市岡一色59番地の２　サンシャイン門池103号、前住所静岡県沼津市大岡3593番地の７
債務者　長谷川静乃
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第９５号
静岡県沼津市北高島町５番30号　森アパート107、前住所静岡県沼津市西島町13番51号　勝又アパート南棟202
債務者　酒井理江子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第１８号
京都府福知山市字堀1020番地
債務者　石原　廣子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２５年（フ）第１０号
徳島県三好郡東みよし町西庄字宮浦159番地
債務者　宮北　裕子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで徳島地方裁判所美馬支部
平成２５年（フ）第１４号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字前田42番地２町営八幡南団地14号、旧住所徳島県美馬郡つるぎ町貞光字浦山411番地２
債務者　尾上　政勝
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで徳島地方裁判所美馬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６３号
熊本県水俣市浜松町５番33号
破産者　株式会社ファイバーウッド
1　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
2　一般調査期日　平成25年７月１日午前11時
平成25年４月15日　熊本地方裁判所八代支部
平成２４年（フ）第２４号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋204号
破産者　村上　幹春
1　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後２時10分
平成25年４月16日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第５７５０号
大阪市北区紅梅町２番17号
破産者　日生機工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午後３時
平成25年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第５２４８号
兵庫県宝塚市伊子志１―５―10グートピア逆瀬川401号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市栄町３丁目10番12―809号
破産者　西村　啓子
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午後３時
平成25年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第１５号
佐賀県佐賀市兵庫町西渕1946―１　リースランド兵庫Ｂ棟202、開始決定時の住所大津市南郷１丁目６番８号　太陽ハイツ南郷10
破産者　下村　英之
1　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
2　一般調査期日　平成25年７月５日午前10時40分
平成25年４月12日　　大津地方裁判所民事部
平成２４年（フ）第８６９号
堺市堺区大仙西町２丁70番地１　メゾン大仙201号、開始決定時の住所堺市北区東上野芝町２丁398番地　グランデージ上野芝103号
破産者　長田　　弘
1　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時30分
平成25年４月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係